

EXガス重要事項説明書

EXガス 重要事項説明

契約に関する重要なお知らせです。ご利用にあたっては、以下の重要事項をよくお読みください。

【サービス名称】 EXガス

【サービス提供者】 株式会社エクスゲート

1. ご契約に関するご注意

【ガス小売事業者】株式会社エクスゲート(登録番号A0070)

原則として、「EXガス」は、株式会社エクスゲート(以下、「当社」という。)が加入を認めた方がご加入いただけます。

需給契約は、お客様からのお申込みを、当社または当社の委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。

お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。「EXガス」への切替日以降にご連絡いただいた場合、元のガス小売事業者に戻られるためには、お客様自ら、元のガス小売事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元のガス小売事業者に戻られるまでにご使用されたガス料金については、当社にお支払いいただきます。

契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降2年目の日までといたします。

「EXガス」のご契約時に「初回事務手数料」として1契約あたり3,850円がかかります。「初回事務手数料」は初回使用月のガス料金とあわせて請求いたします。

契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。

契約期間満了日から遡った1か月の間以外に「EXガスプラン」を解約する場合、原則として、期中違約金が発生いたします。

乗り換えのお申込みにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

現在のガス契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。

現在のガス契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。

現在のガス契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。

現在のガス契約を解約することにより、解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

2. ご利用料金に関するご注意

「4. ガス料金」記載の基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、ガスご使用量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。

ガス料金の算定期間は、原則として前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日は託送約款等により当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客様がガスの使用を開始(もしくは解約)した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者等が計測した値をもとにします。ただし、計測器の故障等によってガスご使用量等を正しく計測できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。

月々の料金、使用電力量、その他お客様へのご案内事項は、原則として、当社Webサービスを通じてご案内いたします。

3. ガスの供給停止について

お客様が次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を停止または解約することがあります。

- お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- 同一使用場所における電気需給契約を廃止された場合
- 料金その他の債務について支払期日を経過してもお支払いいただけない場合

- その他、当社が定める「EXガス」供給約款に反した場合

4. ガス料金

単位料金は原料価格の変動に応じて、毎月調整します。

◆EXガス 月額料金

東京ガスエリア	基本料金	単位料金
使用量	単独プラン	
～20㎡	721.05円	145.31円
21～80㎡	1,003.2円	130.46円
81～200㎡	1,170.2円	128.26円
201～500㎡	1,797.4円	124.96円
501～800㎡	5,977.4円	116.16円
801㎡～	11,829.4円	108.46円

◆EXガス 月額料金

東邦ガスエリア	基本料金	単位料金
使用量	単独プラン	
～20㎡	721.05円	210.52円
21～50㎡	1,509.44円	169.03円
51～100㎡	1,741.66円	164.14円
101～250㎡	1,973.88円	161.70円
251～500㎡	2,515.73円	159.41円
501㎡～	6,753.79円	150.49円

◆EXガス 月額料金

大阪瓦斯エリア	基本料金	単位料金
使用量	単独プラン	
～20㎡	721.05円	174.81円
21～50㎡	1,296.57円	144.52円
51～100㎡	1,553.95円	139.1円
101～200㎡	1,970.98円	134.71円
201～350㎡	3,331.41円	127.55円
351～500㎡	3,642.98円	126.62円

501～1000㎡	6,632.84円	120.32円
1001㎡～	6,942.48円	120.00円

◆EXガス 月額料金

西部ガス エリア(九州)	基本料金	単位料金
使用量	単独プラン	
～15㎡	867.35円	246.76円
15～30㎡	1,076.35円	232.10円
30～100㎡	1,483.90円	217.80円
100㎡～	2,058.65円	211.75円

◆EXガス 月額料金

京葉ガス エリア(京葉)	基本料金	単位料金
使用量	単独プラン	
～20㎡	774.35円	169.81円
20～100㎡	1,112.93円	151.99円
100～350㎡	1,887.27円	143.84円
350㎡～	6,279.41円	130.63円

開閉栓手数料

業務	単価
閉栓 東京地区 中部地区 関西地区 九州地区 京葉地域	3,850円
開栓 東京地区 中部地区 関西地区 九州地区 京葉地域	7,100円 25回分割払い (284円×25回)
土日出張費 土日祝日の作業についての追加費用	3,300円

※開栓手数料は25回分割払いとなります。(284円×25回)
 ※解約時には開栓手数料残債を一括請求させていただきます。
 ※土日祝日に開閉栓作業を行う場合は、土日出張費3,300円が追加されます。

◆その他料金

会員登録証発行手数料	880円
明細発行手数料	220円
初回事務手数料	3,850円

期中違約金(不課税)

期中違約金	5,000円
-------	--------

5. クーリング・オフに関するお知らせ

お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、「EXガス会員登録証」を受け取った日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発送した時(郵便消印日付など)から発生します。この場合

- お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- すでに引き渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
- お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- お客様にはガスを使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。なお、「事業用やインターネット上で申し込みをされた場合はクーリング・オフの適用はございません。」

名称：株式会社エクスゲート お仕事でんきコンタクトセンター
 住所：〒163-1325 東京都新宿区西新宿6-5-1
 新宿アイランドタワー25階
 EXガスカスタマーダイヤル：050-3160-2223
 受付：11:00～19:00(メンテナンス日を除く)

6. 支払いについて

お支払いは、次のいずれかの方法によるお支払いとなります。

- クレジットカード
- 預金口座振替
- その他、請求収納代行業者当社が定める方法

預金口座振替によるお支払いは、110円の口座振替手数料をご負担いただきます。

お支払い方法のご登録がお済みでない場合やご登録のお支払い方法で請求ができない場合は以下の対応となります。

ご登録の携帯番号宛てにSMSでオンライン決済での請求をいたします。

その場合、決済手数料としてご請求毎に880円がかかります。

オンライン決済にてご対応いただけない場合、ご利用料金はご登録住所宛てにコンビニエンスストアでお支払いいただける払込票を発送しご請求いたします。その場合、払込票発行手数料としてご請求毎に880円がかかります。

お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けます。

遅延損害金は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

遅延損害金は、原則として、お客さまが遅延損害金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

7. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

当社は類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

1. 最低熱量:44メガジュール 標準熱量:45メガジュール
2. 最高圧力:2.5キロパスカル 最低圧力:1.0キロパスカル
3. 燃焼性供給ガスの属するガスグループ:13A
4. 最高燃焼速度:47 最低燃焼速度:35
5. 最高ウオツペ指数:57.8 最低ウオツペ指数:52.7

8. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客様は、当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

1. 開栓および閉栓のための作業
2. 法令にもとづく周知および調査のための業務
3. 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務
4. 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

9. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

1. お客様は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
2. 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、1.の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
3. お客様は、11. (供給施設等の保安責任)内の3.のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
4. 当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
5. お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
6. お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
7. 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。
8. 関西エリアにおいての本サービスの保安に関わる業務の全部または一部を業務委託先である関西電力株式会社、大阪瓦斯株式会社に業務委託をしています。そのため、ガス機器の調査(特定地下街・特定地下室等を除く)および消費段階における事故等は関西電力株式会社が対応し、また開栓および閉栓のための作業と特定地下街・特定地下室等のガス機器の調査等は大阪ガスが対応させていただく旨を、ご承諾いただきます。

10. 供給の制限等

お客様は、供給の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

1. 当社または当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客様にガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
 - 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ガス工作物に故障が生じた場合

- ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - 法令の規定による場合
 - ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認められた場合
 - ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認められた場合
 - その他保安上必要がある場合
 - 託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合(当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等)
2. 1.の場合には、当社または当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客様にお知らせすることがあります。

11. 供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

1. 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
2. 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、1.の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
3. 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客様の承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

12. 周知および調査業務

1. 当社は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、Webサービス、報道機関、印刷物、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
2. 当社はガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、お客様は調査の結果を当社が当該一般ガス導管事業者へ通知することについて、承諾するものといたします。
3. 当社は、2.の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13. お客様の責任

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

1. お客様は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税相当額を加えたもの)といたします。をお客様に負担していただきます。
2. お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
3. お客様は、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

- お客様は、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
- 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
- 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

14. 供給施設等の検査

お客様は、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

1. お客様は託送約款等にもとづき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計測の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計測法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
2. お客様は、内管、昇圧供給装置、ガスや、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担といたします。

15. ガス事故の報告

お客様は、消費段階における事故が発生した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社に提供することについて、承諾するものといたします。

16. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客様へのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けします。

18. 信用情報の共有

当社は、支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、他のガス小売事業者へ提供する場合があります。

19. 個人情報の取り扱いについて

①個人情報の利用目的

当社は、ガス契約の媒介またはこれに付随する事業（以下、総称して「本件事業」といいます）に関し、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

1. 本件事業の拡販活動およびイベント等の案内、申込受付、契約の締結・履行ならびに提供可否判断および提供お客様からのお問い合わせへの対応
2. ガス小売事業者とのガス契約および本件事業の利用に関する手続きのご案内ならびに情報の提供等のお客様サポート
3. ガス小売事業者とのガス契約および本件事業に関する料金計算および料金請求、ならびに当社の他事業における利用料金との合算請求等
4. 本件事業に伴う事故および不正利用の防止
5. マーケティング調査および分析
6. 経営分析のための統計数値作成および分析結果の利用

7. 当社および他社の商品、サービスならびにキャンペーンのご案内等
8. 本件事業に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、設備機器の搬送、設備の不具合修正およびソフトウェア更新を含む障害への対応等
9. 託送供給（「接続供給」および「振替供給」の総称）に関する案内および契約締結または媒介等
10. 託送供給契約の締結もしくは媒介、変更または解約
11. 託送供給契約の廃止取次
12. 供給地点に関する情報の確認
13. その他、本件事業およびそれに付随するサービスの提供に必要な個人情報を第三者に提供する場合があります。

②個人情報の共同利用

当社は、利用目的に沿って個人情報を以下の内容で共同利用する場合があります。

(1)当社と共同利用する者

1. ガス小売事業者
2. 一般ガス導管事業者
3. 当社の関連会社

(2)共同利用の目的

1. 託送供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
2. 小売供給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
3. 供給地点に関する情報の確認のため
4. ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため

(3)共同利用する個人情報

上記①(2)本件事業で利用する個人情報に同じ。

(4)個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称当社

③第三者提供

当社は、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、以下のとおり当社が取り扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

1. 当社は、第三者機関が実施する電力事業に関する申請を目的として、係る作業に必要な個人情報（氏名、住所、電話番号等）を、関係各省市、自治体、協会等に提供する場合があります。
2. 当社は、対人対物賠償保険等を締結、維持することを目的として必要な個人情報（氏名、住所、建造物に関する情報等）を保険会社に提供する場合があります。
3. 当社は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録・提供に必要な個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客様の識別および提携サービス業務に必要な情報等）を、サービス提携会社に提供する場合があります。

④個人情報の開示、訂正等および利用停止等について

1. 当社がお客様より取得した個人情報の利用目的の通知または開示もしくは訂正等をご本人から求められた場合につきましては、書面にて回答します（ただし、ご本人の同意を得られた場合は、当該方法で回答します）。なお、利用目的の通知、または開示を行う際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料を頂戴する場合があります。
2. 当社がお客様より取得した個人情報の開示もしくは訂正等に関するお客様ご本人からのお問い合わせ、およびその個人情報の取り扱いに関する苦情のお申し出は下記「お問い合わせ窓口」に記載の連絡先までお願いします。

20. 閉栓について

閉栓に伴い、建物内にオートロック設備がある場合や、宅内にメーターが存在する場合、立会が必須となります。

上記に該当される場合は立会希望日の10日前までに必ず弊社までご連絡をお願いいたします。

EXガス

最終改定：2025年8月27日

※ご連絡をいただけない場合や期日を過ぎてからのご連絡の場合は閉栓作業が完了されない可能性がございます。

※閉栓作業が完了されるまでに発生したご利用料金はご請求をさせていただきます。予めご了承ください。

21. その他

上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める「EXガス」供給約款によります。

当社は、「EXガス」供給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社のWebサービス等を通じてあらかじめご案内いたします。

「EXガス」供給約款の内容は、「EXガス」のホームページで確認することができます。

お客様が契約内容を変更または更新する場合、当社のWebサービス等を通じて、変更または更新後の契約内容をお知らせします。

本紙に記載の金額について、特に定めのない場合は全て税込表記となります。

お客様(甲)は、当社(乙)に対し、本契約締結時において、お客様(お客様の代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能犯集団等その他のこれらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

当社は、相手方が前項の定め反することが判明した場合、通知、催告等をせずに、本契約を解除することができる。

前項に基づき本契約が解除された場合、解除されたお客様は、当社に対し、一切の請求を行わない。解除した当社は、お客様に対し、本契約の解除によって生じた損害の賠償を請求することができる。

22. 緊急対応連絡先

「EXガス」をご利用中にガス漏れ等が発生した場合は以下の緊急連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

◆ガス漏れ通報専用電話

東京ガス 緊急保安受付 窓口	ナビダイヤル:0570-00-2299 その他:03-6735-8899
東邦ガス 緊急保安受付 窓口	愛知県:052-872-9238 岐阜県:058-272-0088 三重県:059-224-0225
大阪ガス 緊急保安受付 窓口	大阪市:0120-0-19424 大阪南部:0120-3-19424 大阪北部・奈良県:0120-5-19424 兵庫県:0120-7-19424 京都府・滋賀県:0120-8-19424
西部ガス 緊急連絡先	福岡:092-631-0919 北九州:093-592-0919
京葉ガス 緊急連絡先	ナビダイヤル:0570-047931 その他:047-325-1049

お問合せ窓口

ご不明な点は弊社フリーコールまたはWebフォームよりお問い合わせください。

電話窓口

050-3160-2223

営業時間11:00~19:00
(年末年始・メンテナンス日を除く)

Webサイト

<https://exdenki.com>

Webフォームより24時間受付
※回答は翌営業日となります。

運営会社

株式会社エクスゲート

〒163-1325
東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー25階